

（午後2時45分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番5、20番 辻本君。

〔20番（辻本 勉君）登壇〕

○20番（辻本 勉君）それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

会派でいつも私、最後になるんですけども、いつも緊張してます。なぜかといいますと、最近若いうちの会派の皆さん、大変一般質問上手になりまして、こんなことしておったら負けたらいかんなどということで、ちょっと気合い入れて頑張っていきたいと思います。

今回は2点であります。まず一つ目、平木市政2年間の総括と今後についてであります。市長に対しての質問でありますので、その中で、少しきついといいますか、厳しいことを言うときもあるかもわかりませんが、その辺につきましては、どうかお許しをいただきたいなど、このように思います。

平木市長が就任され早2年になります。北村市長、木下市長と長く続いたいわゆる高齢市長の後を受けて、50代の若い市長が、市民の大きな期待を受けて誕生いたしました。そして、過日、新市政10周年記念式典が開催されました。

合併後、合併特例債・交付税優遇措置等により財政運営に若干の余裕がある中で、いろんな政策・事業を実施してまいりました。その結果、特に新市長になってからは、厳しい財政運営を強いられています。

平木市長、大変悪い時期に市長になられたんかなと思って、若干同情しております。

その中で、この2年間、市長として本当に精いっぱい頑張ってくられたことは大いに評価するところであります。

しかしながら、期待が大きかった、そのことが、その分、市民の目からは、やや厳しい見方もあるようであります。将来の橋本市に不安を抱いているのも現実ではないでしょうか。

今ここで過去2年間の平木市政を総括し、さらに残された任期の2年、いや、将来、10年はスパンといいます、次の10年に向けての、本市を魅力あるまちにするためのビジョンを示すことが、市民の理解を得、期待に応え、市民とともに新しいまちづくりに取り組めるのではないのでしょうか。

よって、下記についてお尋ねいたします。

まず一つ目は、市長就任後2年間の総括と公約についてであります。

二つ目、残された任期の2年間について、どのようにやっていくのか。

続いて三つ目、将来の橋本市について。

以上3点をよろしくお願ひいたします。

続きまして二つ目であります。嘱託管理職の賃金についてであります。

嘱託職員の賃金については、過去何回か質問させていただきました。2010年の9月と2014年の12月、管理職については2007年にやっております。そして、当局のご理解により、昨年度から、一般嘱託職員の賃金につきましては若干の見直しがなされました。

しかしながら、このことが嘱託管理職と一般嘱託職員の一部で所得が逆転現象を生む結果となり、管理職と言われる職員の勤労意欲をそぎ、能力を磨き管理職になろうとする人

材が出にくくなります。魅力のない管理職・魅力のない職場となり、地域コミュニティや生涯学習の発展と充実、ひいては本市の発展にまで大きな影響を与えると考えます。管理職というのであれば、それに見合う賃金に改定するのが当然であります。

よって、下記についてお尋ねいたします。

まず一つ目、管理職とは、ということ、管理職と管理監督職の違いといいますか、それについて具体的に見解をお尋ねしたい。それと、正規職員管理職と嘱託職員管理職の違いについて、ご答弁をいただきたいなと思います。

二つ目は、管理職手当の実態。これは、正規の管理職と嘱託管理職の賃金実態であります。

続いて、年休・代休の取得等の勤務実態、振替出勤とか時間外労働、これはサービス残業といいますか、これも含めまして、なかなか嘱託管理職につきましては振替がとりにくい状況、なおかつ日常の時間外が当然サービス残業になっておるのではないかなということであります。

四つ目、嘱託管理職と一般嘱託職員・臨時職員の所得実態。冒頭で述べましたとおり、かなり賃金的には接近したり、逆転現象を起こしている部分もあろうかと思っておりますので、この辺の実態についてご答弁をいただきたい。

五つ目、当然のこととして、是正措置を行うのかどうかということでもあります。大変財政状況は厳しいわけでありまして、財政状況が厳しいからといって、やらなくてもいいということではないのかなと。当然やるべきことについては、的確に処置をしていくことであろうかと思っておりますので、的確なご答弁をよろしくお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（中本正人君）20番 辻本君の質問項

目1、平木市政二年間の総括と今後に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）私の市政運営についてのご質問にお答えをします。

私は市長就任以来、市民の最大多数の最大幸福の実現に向け、市政運営の基本姿勢である6項目の重点政策にチーム橋本としてスピード感をもって取り組んでいます。

重点政策の1点目としては、さらなる行財政改革により、歳入の確保と歳出の削減に努め、財政の健全化を進めることです。

歳入の確保については、特に、ふるさと納税において今年度も大幅な増収を見込んでおり、来年度以降も引き続き地場産品をお礼品として、品質、品数とも充実を図り、地域経済の活性化に寄与していきたいと考えています。

また、引き続き市税の収納率の向上に努めるとともに、法的措置を視野に入れた私債権の回収強化、遊休資産の売却、地籍調査の推進など、自主財源の確保に努めていきます。

歳出の削減については、行財政改革推進計画を柱に、事業のスクラップ・アンド・ビルドに取り組んでいます。西部・橋本・学文路中学校を統合し橋本中央中学校に、シビックゾーン整備計画に基づき市役所西別館を解体し駐車場に、勤労青少年ホームを解体し上下水道部庁舎を設置してきました。

今後は、現在策定中の公共施設等総合管理計画に基づき、施設の統廃合の推進と整理を一層進めていきます。

その他、この2月からは、全国のコンビニエンスストアでマイナンバーカードを使って住民票の写しや印鑑登録証明書を手続きできるサービスを県内の自治体でははじめて開始するなど、利便性の確保に努めています。

一方、昨年12月に、平成28年度からの5カ年で財政のスリム化を図るために、橋本市財政健全化計画を策定しました。今後は、この計画に基づき、身の丈に合った財政運営を確立していく必要があります。しかし、厳しい財政状況にあるものの、地方創生、この橋本市の創生を成し遂げていくという強い決意で臨んでいきたいと考えています。

続いて、2点目及び3点目の重点政策として、地場産業、農林業の振興と企業誘致により地域経済の活性化を図ることです。

昨年4月には、地場産業振興センターの2階に地場産品・特産品のブランド化や販路開拓などに取り組むための部署として、はしもとブランド推進室を新たに設置しました。県、商工会議所、商工会、JAから派遣された職員とともにチーム橋本として民間・行政が一体となって「はしもとブランド」の構築に臨んでいます。

今後とも全国の中小企業等の有する技術、製品等と本市が有するすぐれた地域資源とを組み合わせた新商品の開発を促進していくとともに、全国の自治体などと連携した販路の拡大や、飲食店情報サイトと連携した特産品を使ったメニュー開発及び情報発信などに取り組んでいきます。

また、遊休農地の活用による地域の特産品づくりに取り組むこととし、担い手の育成も含め農業者の所得向上にも力を注いでいきます。

観光の振興対策として、高野山開創1200年記念大法会、紀の国わかやま国体などを契機に、橋本市の魅力を国内外に発信する取り組みを行い、交流人口の増加を図ってきました。

引き続き、各種ツーリズムの推進や広域観光ビジネス共同体（DMO）の設置に向け取り組むとともに、橋本市への新しい人の流れをつくるため、市外へ向けての住まいや暮ら

しなどの移住情報の発信を行うなど、シティーセールスにも力を注ぎ、橋本市を全国・海外に売り出していきます。

平成17年度から進めてきた企業誘致については、現時点で33社と進出協定を締結しており、そのうち26社が既に操業を行っています。また、これに伴い、市内約430人の雇用を創出することができました。今後においても税収の確保と雇用の機会の確保・拡大を図るため、県、南海電鉄株式会社そして本市により、あやの台北部用地に企業団地を開発することとし、環境アセスメントなどを経て平成30年度から造成工事に着手する予定としています。

続いて、4点目の重点政策としては、安心して暮らせる医療と福祉の充実に努めていくことです。

次世代を担う子どもたちを安心して育てることができるよう、子育て支援の一環として、昨年4月に医療費助成制度の対象を中学生にまで拡大しました。昨年制定した男女共同参画推進条例に基づき、性別や年代にかかわらず、一人ひとりが主体的に生き生きと暮らせる元気なまちをめざすこととし、平成29年度には女性相談窓口の開設を予定しています。

高齢者が生きがいを持って暮らせる施策の充実に図るため、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするため、地域公共交通網形成計画を策定し、コミュニティバスとバス以外の交通手段の導入についても検討していきます。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、包括的なサービスや支援を提供する地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実に進めていきます。

医療の充実に関しましては、職員定数条例を改正し、医師や看護師の確保に努めており、引き続き経営の健全化とサービスレベルの向

上に努めていきます。

続いて、5点目の重要政策としては、確かな学力と生きる力を持った心豊かな子どもを育てることです。

平成26年度より、一部の学校から土曜講座の試行を行っています。今後は、このような取り組みを小・中学校に広げていくなど、地域に学校を開放していきたいと考えています。

いじめ・不登校対策としては、教育相談センターの職員を増員し、相談体制の充実を図っているところで、今後も不登校児童生徒数の減少対策に努めていきます。

また、橋本給食センターの老朽化や食物アレルギーへの対応などを行うため、橋本・高野口両給食センターを統合・新設し、平成30年9月の民営方式による稼働をめざします。

また、教育全般においては、今年度、総合教育会議において策定しました橋本市教育大綱の中で、「人が学びあい 共に育むまちづくり」を理念に「自立と共生のまち橋本市」に向けた取り組みを推進していくため、教育福祉連携担当職員を教育部門と福祉部門に配置し、家庭教育と子育て支援についての連携を図ります。

最後に、6点目の重要政策として、都市基盤整備を進め、災害に強い安全・安心の豊かなまちづくりに努めることです。

ハード面においては、橋梁・都市公園・市営住宅等を計画的にかつ予防的に修繕を行っており、今後も施設の長寿命化に向けた取り組みを推進し、公共インフラの強靱化を図っていきます。

中心市街地土地区画整理事業については、先行区域の整備を平成29年度でほぼ完成させる見込みとなっており、今後は、残された施行区域の計画見直しに向け取り組んでいきます。

公共下水道事業においては、事業計画認可

区域の縮小、農業集落排水施設との接続に向けて取り組むこととし、上水道事業については、老朽化施設の更新を計画的に進めるとともに、水道料金の見直しについても検討していきます。

一方、ソフト面においては、結成率が8割を超えた自主防災組織が、結成だけにとどまらず防災訓練を実施することにより、平常時から息の長い活動をしていただき、いざというときに備えることができるよう努めています。今後も引き続き防災活動を支援するとともに、安全・安心のまちづくりに向け取り組んでいきます。

今年は、合併後10年の節目の年となりますが、また、その一方で、財政再建元年でもあります。地方交付税の段階的な削減や厳しい税収の見込みの中で、身の丈に合った歳出構造に転換していかなければなりません。今、まさに私と職員が一丸となって改革改善にチャレンジし、ピンチをチャンスに変えていくことが最も大切であり、この5年間は財政の健全化と政策の推進を両立していく必要があります。

昨年10月に、橋本創生総合戦略を策定しました。この戦略は、「若い世代の希望をかなえるまち」の実現で出生率を改善し、「住んでよかった、住みたくなるまち」の実現で社会動態を均衡化し、2060年の本市の人口を4万7,000人とする人口ビジョンを掲げ、雇用の創出、定住・移住促進、出産・子育ての支援、安心・安全な暮らしを基本目標に、中長期的な視点で戦略的に施策を講じていきます。また、これを強力で押し進めていくための機構・組織改革を、この4月に行いたいと考えています。

一方、私の政治信条の柱の一つである市民協働に基づき、市民が求めるまちづくりの実現に向け、より多くの皆さまから多様なニー

ズや意見を把握するため、昨年4月より「はしもとカフェミーティング」と題して市民会議を開催し、市民の皆さまからさまざまな政策提言を受けています。

今後は、このような市民・事業者などが参画する開かれたまちづくりを推進しつつ、皆さまからいただいた政策提言を踏まえながら、（仮称）自治基本条例を制定するとともに、第2次長期総合計画において、本市の将来像やまちづくりの基本目標、具体的な施策の方向などを定めていきます。

そして、住んでよかった、住みたくなるを実感できる、元気なまち橋本市の実現に向け、精いっぱい取り組んでまいりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（中本正人君）20番 辻本君、再質問ありますか。

20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）市長、ありがとうございます。

市長に答弁をいただき、2年間の実績と今後について詳しく聞くことができました。市長がやってこられたこととか、市長の思いというのは今の答弁の中にあっただけで、このことが市民の皆さまに、この一般質問を通じてわかってもらえたということで、それだけで今回の一般質問の意義があるかと思うんですけども、少し質問したいことがありますので、やらさせていただきます。

市長が今述べられた点につきましては、私もかかわっておったんですが、この市長選挙のときのいろんなチラシにあります。ほとんど、結構やっつけていただいています。中に細かいのはあるんですけども、それは放っておいて、とりあえずそれだけ頑張っていたということだけはわかるんですけども、しかしながら、壇上でも述べましたとおり、市民の目

からは、必ずしも大きく評価をしているとは言えないんじゃないかなと思います。期待が大きかった分、また落胆も大きいようでありまして、特に、平木市長誕生にかかわってきました私も一人でありますので、私のほうには、いろんなことが最近よく耳に入ってきます。

そういうことなので、そのことは大変残念なんですけども、そのことが今回の質問で払拭されればいいかなと思うんですけども、一つだけ1番のところで再質問したいのは、市長就任時といいますか、その前からですけども、本市の厳しい財政状況というのはわかっていたと思うんです。現に市長が就任されて、平成26年の6月定例会において、今後の財政運営について今回と同じような答弁をされています。歳入に見合った行政サービスを提供することが、行財政改革の基本である。と、これは私の一般質問での答弁になります。そしたら、この26年6月、いや、その前から財政状況が悪いのであれば、やはり行財政改革を速やかにしなくてはならないと思うんですけども、この2年間、平成26年、27年、市長就任後の2年間に、どのような改革をされたのでしょうか。お答えください。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）辻本議員の質問にお答えをします。

私が想定していたより、ずっと悪い財政状況でした。特に、これは大変なことやなと思ったのが、27年度の予算編成時に、このままではやばいなというのが実感でありまして、その間に結構事業もとめています。

まず、高野口の旧庁舎の改修、これも約2億か3億円ぐらいかかる事業やったのをやめました。これについては、ブランド推進室とか公民館として使うというお話をいただいて

あって、前市長も高野口町の皆さんと約束してあったんですけども、それは、やはりエレベーターもつけらなあかん、改修せなあかん、そこまで突っ込んで、さらにこれからランニングコストが発生するということになる、非常に厳しいなというふうなことで見直しを掛けさせていただきました。

そして、勤労青少年ホームの上下水道部庁舎の改修についても、当初は2億円ほど改修をして、そこに上下水道部を入れるという話やったんですけども、あの勤労青少年ホームの構造を見ても、とても庁舎には使えないというふうなことで、いろいろ上下水道部と協議をして、結局プレハブに変更しまして、思い切り、これが今の最大の上下水道部の職員の数やと。これ以上増えることは絶対させないということで、今の大きさにして、非常に費用の削減というのもしておりますし、今、確かに私もいろんなところで言われます。その中で、やはり、もう一度行財政改革を見直せということで、この27年度から本格的に取り組んできました。

まず一番、これもスクラップアンドビルドというような考え方でいきますと、今までやっていたことをやめるということは、非常に抵抗もあることですし、なかなか総論賛成各論反対という部分になってきますと、市議会の議員の皆さんの中でも、これは、自分こはあかんよという話になりがちなんですけども、でもその中で、例えば例を挙げますと、敬老会の補助の、本来は敬老会を開いてくれる区・自治会に補助金を出すものはずが、いつの間にか70歳以上の方に配っていたと。

これって補助金要項からいうたら間違ってるん違うんかということで、今回、この28年度からは敬老会を開いていただける区・自治会に限定をさせていただきましたし、コミュニティバスの敬老パスの廃止につきまして

も、将来のコミュニティバスを、より5年、10年先を考えて、継続的に進めていくには、今の利益率が450万円ぐらいしかないし、6.何%ぐらいしかない、これがあと10年、20年先になると、恐らく無料で乗れる方が70、80になってくるというふうなパーセントになってくるといことで、行政の負担もどんどん上がってくるやろうと。

で、皆さんとお約束しているデマンドに関しても、それもこのままやっていけば、とてもじゃないけどコミュニティバス以外のタクシーを活用した交通というのも、これも非常に財政的にきついなということで、今回あえて廃止を4月1日からさせていただくということで、今、常に考えているのは、5年、10年見据えてどうしていくんかというところで、現在、行財政改革を今さらに進めようとしておりますので、今までやってきたことをやめるとか、そういう批判を受けるのは覚悟の上で、とにかく、この財政を再建させなければいけないということで、今現在いろんな見直しをかけているところです。

○議長（中本正人君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）ありがとうございます。

それでは、時間の配分もありますので、2番と3番のところで、まとめて一、二点質問したいなと思います。

市長は民間企業の経験がおありということで、民間ですることと行政がしなければならないことを、もっと私は明確にする必要があるんじゃないかなと思うんです。

はしもとブランドという話はあるんですけども、ブランドというのは行政がつくるものではないかなと。先ほど、経済部長の答弁もあったんですけども、商品というのは、やはり民間企業が開発・生産・販売をしていく。そのいろんな情報発信とか、その辺のところを、やはり行政がかかわっていかなくては

ならんと思うんで、ちょっと最近ものづくりとか、産業、観光のほうに目が行きがちかなという気はするんです。橋本市、そしたら一体どっちへ向いていってるのかなということが気になるんです。

いろんなPRなんかでもそうですけども、日本一の柿、そしたら岡潔、数学の日本一、数学のまち。そしたら最近は、「ガンバレ！」のまち橋本ですね。そない思うとったら、また、オムレツのまち橋本になってますよ。そしたら、もうこの辺を、橋本市はもっと何か一つか二つ、思い切ってPRしていくというんかな。そういうことをしていかないと、あっちへもこっちへもやるのはいいですよ。それは民間企業がやったらええと思うんですよ。いろんなことはね。開発はね。橋本市の特色あるものをつくっていく、それを宣伝していく、販売していく、これは民間がやればええんで、橋本市はどっち向いていくんなどといったときに、岡潔もどっか行ってしもうた。はっきり言わしていただいて。数学のまちをめざしておったやつがどっか行ってしまっ、今度は「ガンバレ！」のまち橋本。前畑秀子。これが、朝ドラ誘致が一生懸命やってるんで、いければもちろんいいことなんやけど、あかなんだら次またどこへ行くんですかという話なんですよ。

そやから、その辺を、もったきちっと一本に絞ってやっていく。今やったら、ほんまに前畑秀子をやるんであれば、ほんまにそっちに一本で行ったらええと思うんですよ。オムレツのまち、あんまりそんな宣伝せんかね。市長も、この間までレッグウォーマー宣伝されておったけど、その辺も含めて、ちょっと何かこう、あっちへこっちへ行ってるような気がするんで、ことわざにもありますやんね。二兎を追うものは一兎をも得ずということわざもあるんで、どっちつかずになっしもう

てもいかんので、その辺だけ、ちょっと気になるんで、答弁をいただくとちょっと長なるんで、答弁欲しいんですけども、先ほど、経済部長が結構いいこと言うていただいておりました。民間がやることと行政がやることはこういうことやということを言うていただいておったんで、できればそれをきちっとしていただきたいなと思うんです。

簡単にご答弁をいただきたいのは、行政の役割ということなので、少子高齢化と人口減少、かなり急激な人口減少の中で、行政というのは何をせないかんのかと思うんです。地方自治体のインフラとかというのは、やはり長い間の中で整備がかなりされてます。耐震の問題とかいろいろありますけども、インフラ整備というのは一定進んでおる中でいきますと、行政というのは、これからの特色からいうたら、財政状況の悪い中で生き残る道というのは、やはり人をつくっていくことやと思うんです。政治は物をつくるんではないと思うんです。地方自治は特に。物をつくるんではなしに、人をつくるのが政治やと僕は思うんです。そういう意味でいくと、どこかポイントを、やはりどっちへ持っていくんなど。

橋本市の行政は産業や観光開発に、観光のPRに持っていくんか、将来の橋本市を担う子どもたち、若い人のために教育のほうに持っていくんか、子育てに持っていくんか、その辺を的を絞っていかんと、なかなかいいまちにはなりにくいんではないんかなと。片方をおろそかにして、こっちにせえとは言いませんよ。それなりにバランスのとれたことはせないかんのかやけども、その辺も含めて簡単にご答弁を。市長の思いを。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）辻本議員の質問にお答

えをします。

いや、別にこっちを手つけて、こっち手つけてとやってるわけではないです。まず、橋本市の地域の活性化をするためには、ブランド推進室を中心としたことをやっていきましょう。教育については教育で、教育委員会を中心にやっていこうと。朝ドラについても、別に、市が前に出て行ってやってるのではなくて、これは実行委員会形式でやっていただいて、今後前へ進めていくということで、やはり、まちを発展させていくためには、一方だけやってたら必ずこのまちは滅びますよ。

逆に、若者の雇用をつくっていくためにはどうするんや、農業を守るためにはどうしていくんやという、そういう部分での取り組みをしっかりとした形で明確化させていかないと、人づくりが一番時間かかる問題でもありますし、教育は教育でしっかりやっていく。経済対策は経済対策やってやっていく。高齢化対策は高齢化対策でしっかりやっていくというふうにしないと、やはりバランスのとれた行政が必要ではないかなというふうに思っておりますので、別に私は、何かやって何かやると、そんなことは考えてなくて、この経済対策、観光対策はこういうことが必要や、福祉についてはこれから教育と連携していくことが大事や、というふうなことを今考えながら進めておりますので、私は別に偏った政策をとってるつもりはありません。

○議長（中本正人君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）ありがとうございます。

本当に市民の皆さん、期待をしておりますので、反対の意見とか厳しい意見も出てくるかもわかりませんが、それはそれなりに耳を傾けていただいて、多くの市民に目を向けていただいて、先ほども言っていたとおり、市民会議といいますか、カフェミーティングになってますけども、もともとと言われ

ておった市民会議の中で多くの市民と対話をしながら、いいまちづくりに今までどおり、2年間と言わんと、長い間やるんやという気持ちで取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いしときます。

これで1番は終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、嘱託管理職の賃金に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）嘱託管理職員の賃金についてお答えします。

1点目の、正規職員管理職と嘱託職員管理職の違いについてのおたただしですが、まず、嘱託職員管理職の雇用については、本来正規職員により配属すべきところ、行財政改革による定数内職員の削減を進める中で、その時々行政需要に対応すべく、外部組織の館長など、専門的知識や専門技能が必要と認める場合に雇用してきたところです。

なお、この雇用については、橋本市一般職非常勤嘱託職員の雇用に関する規則に基づき行っており、更新は可能であるものの、雇用期間は全て1年としているところです。

また、1日の勤務時間についても、正規職員の7時間45分に対し、嘱託職員は7時間30分を最長に、短時間いわゆる非常勤の雇用となり、定数外職員となります。

次に、権限においては、それぞれ施設の設置及び管理条例施行規則で定められており、嘱託職員の館長においても正規職員と同様、その施設の各種行事の企画実施や、その他必要な事務を行い、所属職員の指揮監督を行うこととされています。また、橋本市事務専決規程における課長等の共通専決事項として定めている事項について専決権を有しています。

最後に、嘱託職員の賃金については、橋本

市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例及び同施行規則に基づき支給しているところですが、以前にもお答えしたとおり、担当する業務または職務の種類、形態並びに業務または職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づくほか、正規職員の給料や他の自治体の嘱託職員の賃金、民間事業の従業者の賃金などを考慮して決定するものとしています。また、一時金についても正規職員と同等の支給割合であり、通勤費用についても正規職員と同様となっています。

次に、2点目の、管理職手当の実態についてですが、館長などの管理職である嘱託職員については、現在、一定の管理職手当相当分を見込んだ賃金月額を支給しているところであります。

なお、平成27年4月には、平成26年度正規職員の人事院勧告に伴い、嘱託職員・臨時職員の賃金見直しを行いました。また、地区公民館や文化センターなど、嘱託職員や臨時職員で運営を行っていただいているところにおいて、長期に勤務を継続し、行政知識を蓄積された公民館主事、文化センターの嘱託職員については、専門性を重視し、一般事務系の嘱託職員とは別に、職務の経験年数に応じ2段階の月額賃金を設けたところです。

この平成27年度の賃金改正により、一般事務系の嘱託職員の月額賃金は13万9,700円であるのに対し、公民館主事や文化センターの嘱託職員については、5年以上10年未満の経験年数を有する者には14万1,300円、10年以上の経験年数を有する者には14万6,400円を、管理職である嘱託職員の館長は16万1,500円を支給しています。

新たに経験年数に応じて2段階の賃金を設けたことにより、その職員と管理職との賃金格差は少なくなりましたが、この16万1,500円は、現段階において管理職としての賃金で

あり、財政健全化の中で職員の給与削減に取り組む本市の状況では、嘱託等の賃金を見直す考えはございませんので、ご理解をお願いします。

なお、正規職員の管理職手当（館長相当職）については、給与条例及び管理職手当支給規則により定められているところですが、現在、6級職員のうち、主幹は3万2,200円、課長・室長・館長等は5万2,300円となっています。

次に、3点目の、年休・代休の取得等の勤務実態についてですが、地区公民館長、文化センター長など嘱託管理職の状況ですが、まず、平成26年度の年次有給休暇では、年間付与日数15日に対し、一人平均で10日間取得されています。また、平成27年度の休日勤務等による代休取得においては、平成28年2月現在で、時間外勤務時間に相当する累積時間数は平均122時間で、代休取得済み時間数は平均92時間、残時間は平均30時間で、現時点での取得率平均は約75%となっておりますが、残時間のほとんどは今後取得していただくと考えています。

次に、4点目の、嘱託管理職と一般嘱託職員・臨時職員の所得実態についてですが、公民館、文化会館の平成27年の実質支払賃金を見ますと、まず、地区公民館長や文化センター長では、基本賃金、割増賃金及び通勤手当を入れた平均年収は約262万3,000円、一般嘱託職員では、時間外勤務手当を含んだ平均年収は約264万7,000円、主事の嘱託職員の時間外勤務手当を含んだ平均年収は約250万1,000円となっています。

また、臨時職員の時間外勤務手当を含んだ平均年収は約203万2,000円となっています。

最後の、5点目の、是正措置を行うかのおたただしですが、先ほど2点目のご質問にお答えしたとおり、極めて厳しい財政状況を早期に健全化するために、正規職員については

給与減額に取り組みますが、臨時・嘱託職員については、現状のまま据え置くこととしています。

○議長（中本正人君）20番 辻本君、再質問ありますか。

20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）ありがとうございます。

数字的には私も調べたところがありますので、それでいいのかなと思うんですけども、基本的には管理職という正規職員の管理職というのと、嘱託の管理職、この管理職という名前がついてるんですが、この辺はどのように違うんでしょうかね。管理職というのは、当然、定義があると思うんですけども、普通の一般的な管理職という定義と、嘱託管理職との違いというのはあるんでしょうかね。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）管理職とは、一般的には組織内において管理監督の地位にある職員であり、本市におきましては、橋本市管理職員等の範囲を定める規則の主幹以上の職員にある者を管理職と位置付けております。

また、正職の管理職と嘱託の管理職の違いというのは、先ほども申し上げましたけども、正職の管理職は、地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号に規定された職員、いわゆる常勤職員でございまして、一日の勤務時間が7時間45分であるの対しまして、嘱託職員の管理職は、地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号に規定された職員以外の職員ということで、一日の勤務時間が7時間30分となっております。

このことによって、非常勤雇用ということになりますので、職員の定数には含まれてきません。このことから、正規職員については、橋本市職員の給与に関する条例の適用を受けます。それから、嘱託職員については、橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する

条例の適用を受けるということになります。

ただし、正規職員であってでも、それから嘱託職員であってでも、その所属長として任命された職員につきましては、その組織における各種事業の企画実施、それから、所属職員の指導監督にあたることになりまして、それから、事務の専決事項についても専決権を有するというところでございます。

このことから、勤務条件、それから給与体系は違いますけれども、正規職員と同様に管理職としての責任を有するということになろうかと思えます。

○議長（中本正人君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）そしたら、公務員は基本的にはあれなんですけど、この嘱託管理職については、嘱託職員については、地方公務員法じゃなしに、労働基準法が適用されるわけですか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）基本的には、嘱託職員であってでも地方公務員法の適用となります。

○議長（中本正人君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）先ほども答弁の中にあつたんですが、賃金的にあまり差がないと。所得ね。年間所得については、さほど差がないわけでありまして、そんな中で、管理職の手当も含んだ賃金やというご答弁をいただいておりますが、その手当というのが、まあ言えば、主事10年クラスで16万4,400円になっている中でいきますと、1万5,000円ぐらいの差なんですね。賃金的な差が、1万5,000円なんです。含んでいるといえね。

こういう、基本給の中に管理職手当を含むというのは、私は基本的には間違いではないのかなと思うんです。ほんで1万5,000円。そしたら、一般の主幹で3万2,000円の管理職手当あるんでしょう。嘱託管理職はその半分以

下で、なおかつ、含めておるといふか、そしたら基本的には、その管理職の基本給というのは、実際の管理職手当を含んでということなんやけど、除いたらどの金額になるんですか。管理職手当をどれぐらい見ておるんですか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）管理職手当という概念は嘱託職員にはございませんので、管理職手当相当分を賃金のほうで上積みしておるといふ形となっております。で、一般の嘱託、一般職の嘱託、事務系の職員と比べれば、2万1,800円でしたか、その差があると。その差が管理職手当と言われるものと考えてございます。

○議長（中本正人君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）基本的に、管理職という資格になっておるわけでしょう。そしたら、一般の主事と賃金格差があって当然なんですよ。そうでしょう。理論的にいくと。民間はそうですわ。基本賃金が一般社員と管理職社員とは賃金で格差があって当たり前なんよ。そこに、なおかつ管理職という手当がつくわけよ。そうでしょう。それ、全く考え方が、管理職というのはもう名前だけですやん。まあ言えば、責任は重大な責任を与えておいて、賃金については何のあれも見てないと。そんなことしておったら、誰が管理職になりたいと思いますか。

ほんまに、公民館なんかでもそうです。公民館も文化センターもそうですけども、一生懸命主事で頑張っつて、そしてスキルアップして市のために頑張ろう、管理職になって、もっとやりたいこといっぱいやっていこうという、そういう気持ちにならなんでしょう。そういう、何といふか、管理職になってもいいという、そのインセンティブがないわけよ。そうでしょう。私益とか、管理職になったら

ええことあるとか、なりたいという、その要因もないし。

そんなことで、まあ言えば、出先の公民館とか児童館、文化センター、この辺の出先の機関というのは、行政の最前線なんですわ。最前線で活躍してくれとるわけですわ。これらの出先機関の果たしてきた役割というのは、ものすごい大きいわけでしょう。こんな、出先機関、公民館や児童館って、そんななくなってもうたら、橋本市、火消えたみたいなもんになりますよ。そこをもっと充実せなあかん。

そしたら、そこで働く管理職もそうですし、主事もそうですし、大事。そしたら、特にその管理職というのは、そこできちっとやっていかなあかんのやから、それだけの待遇を与えてやらんと、責任ばっかし与えて実質何にもないといったら、一般の主事と年間所得は変わらなれば、これは話になれへん。

ほんで、管理職というんであれば、それなりに、まあ言うたら管理監督職であれば、勤務時間だつてそんな束縛されるわけでもないんですわ。実際のところは。結局、経営者みたいなもんやからね。経営者と一緒でしょう。管理監督者といったら、経営者と一心同体というか、一体ですわ。そしたら、勤務時間とかそういうのも束縛されへんというのは、民間的な発想やで。これは公務員ということやから、公務員はまたいろいろ優遇されておる部分もあるけども、その辺を、何ぼ財政状況が厳しいからいうて、この辺はやっぱ是正をしていかんことにはね。そうでしょう。

橋本市のいろんな問題、教育とか地域コミュニティ、いろんな問題、これ、衰退しますよ。そのことが元気な橋本市をつくっていく根本なんや。出先でやって、市民と直接接して、いろんなことをやっていく。それが橋本市域の皆がコミュニティの中で育っていく。

そうでしょう。そのことが橋本市が元気になる一つのほんま土台づくりやねん。そこで为中心的に、いろいろ管理職として頑張っている人にそういう冷遇をしておったら、橋本市は良うなっていきませんよ。

財政がないからでは済まされへん問題なんよ、これは。出すところには出してやる、絞るところは絞る。そうでしょう。我々かって何でもかんでも金使えとやうてないでしょう。要るところは使う。削るところは削る。それが行政の仕事と違うんですか。金ないからって、できへんということにはならんでしょ。できひん問題がある、これは絶対できひんのやと。今これだけの金額払うとるから、それは、正当やというんであれば、また話は違いますが、やはりやっていったらなあかんと思うんやけども、金がないんやと。そんな金がないというような問題違うでしょう。

これ、何人おるんですか、館長。そうでしょう。はっきり言わしてもうて、金ない金ない言うんやったら任期付の職員何で雇うんですか。高額で。そうでしょう。その人らは、その人の役割あるから雇うとるんでしょ。それはそれでええわけですわ。それだけの賃金出して雇ったら。そうしたらこの人らは、それだけの賃金払うたらなあかんのや。

それは、主事が上げていただいて、ほんまに私はありがたいと思ってますよ。何年も働いておって給料いっこも上がれへん。10年後から入った子も一緒やと。こんなあほな話ないということで、5年、10年という区切り切っていただいて、やっていただきました。これはほんまにありがたいことやと。そのことによって、そういう一般の嘱託職員さん、やる気を出してます。すごいね。ほんで頑張っておる。

次は、やっぱり館長になって、私たちが中心になって、その辺の館、公民館や文化セン

ター、児童館を動かして市民のためにやっついこうという気持ちを持っておるんよ。持っておるけど、現実見たらそんなもん、なったって責任は重いけど給料いっこも良うなれへん。実質的にね。身入りが良うなれへん。ほな、誰がするんですか。そしたら、日常のスキルもだんだん下がるんよな。そんなことしておったら、橋本市良うなっていきませんよ。ここは思い切って、ばーんと出すところは出したるといぐらいの気持ちなかったら。副市長、答弁ください。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）賃金の逆転のお話があったわけでございますけども、先ほどから企画部長もご答弁させていただいておりますように、逆転はしていないというふうに考えております。

正規の職員の管理職と一般職員においても、時間外手当の関係で、それは当然のことながら、一般職として時間外をすれば、それに対する対価は支払われますので、年収ベースとして逆転することはございますので、それと同じことが主事と館長、一般職の嘱託職員と館長なりの管理職の方との間で起こることはもちろんあるわけでございますけども、先ほどからご答弁させていただいておりますように、月額賃金では、その金額が適正であるかどうかという議論が、今議員のほうからもされておるわけでございますけども、これに関しましては、過去からの経緯の中でこういう設定をして、一応それに応じて募集をさせていただいて、その賃金体系の中で現在ご活躍をいただいておりますということでございまして、これだけ一生懸命仕事していただいているのに評価が低いと言われれば、その辺に関しましては、今後検討する余地はあるんかなというふうには考えますが、先ほどから財政の件も、議員のほうからも何回も言われておりま

すが、正規職員についても今回条例を提案させていただきますが、管理職の分については、かなり一般職より大きな削減幅になってきております。

したがって、正規の職員についても、賃金の格差は縮まってくるというような状態になっておりますので、今後その辺については、適正な賃金がいくらであるかということは十分検討する必要はあるかと思いますが、現時点では、企画部長が答弁させていただいたところにとどめたいというふうに考えます。

○議長（中本正人君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）採用するときはその賃金やから、それで入っておるんやからそれで辛抱せえということですか。

それと、一般の職員、正職は、賃金で差がついておる。もともと。そこへ管理職手当もうとるわけや。主幹でも3万何ぼもうとるわけやろう。ほんで現場の、言うたら嘱託館長は、管理職やで、最初から賃金の差が少ないんや。なおかつこれも、管理職手当を含んだ賃金やというわけでしょう。そんなおかしな話ないん違うん。もうちょっと大事にしてやらんと。

ほんで、やっぱり一生懸命経験積んできた人が上へ上がってやっていくという、頑張るかという希望が持てるような職場にしていかな、そんなん何ぼ頑張っても、館長になったらそんなしょうもない賃金になってしもうてとってね。それやったら、もう一般職でやって、時間外したほうが得やってなってくるわ。仕事もせんと。言うたら。最終的には。今は一生懸命やってくれておるけど、仕事もせんとおって、もう時間外してええ給料もらえるんやったら、それでええわというようになってきたら、今度どないするんですか。

そんなん、市の正規職員の賃金格差と一緒にしたらあかんわ。副市長。ようけもうてお

るやろう、市の正規の課長は。今回減っておるけども。先ほど答弁あって3万、主幹で3万何ぼもうておるわけや。課長で5万はもうとるわけやろう。この人ら、込みで一般の主事と、これだけの差しかないんやで。

そこでなおかつ、まあ言うたら、いろんな時間外もしとるわけや。夜かって。そうやろう。児童館なんか、タイムカード押したらあかん、児童館なんか平日なんか残っておっても、タイムカード押してないんやで。土日とか休みの日しかあかんて言われておるわけや。教育委員会は。言うておるわけやろう。ほな、ほかのどこやったら、公民館やったら館長出てきたら、その日でも、平日でも遅なったらタイムカード押しとるわけや。それ、累積したら代休とれるやん。児童館の館長なんか、とってへんのやで。タイムカードも押してへんのやで。もうその決まった時間にタイムカード押して、なおかつ仕事しておるんやで。で、土日とか休みに出て行ったときはタイムカードちゃんと押してやっておる。

それだけ皆頑張っておるんよ。頑張っておるから、橋本市の地域コミュニティが充実しておるわけや。地域の活性化がしとるわけや。地域の力がついとるわけよ。もうちょっと前向きに考えたってよ。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）いろいろ先ほどから議員のお話を聞いておりまして、私がつくづく感じましたのが、そういう最前線にあって、それも正職と管理職と同様の権限を持っているというところが、非常に気の毒というんか、一生懸命やっただいておるのわかるんですけど、そもそも、管理職たる地位にある者については、やはり正職員で置くというのが本来の基本やと思います。

で、今後の話ですけど、28年度はちょっと困難なんですけど、29年度以降というのは、

管理職の地位、館長とか管理職とかの地位にある者については、正職で置ける環境になってきます。といいますのが、職員の定年退職、これが年金の支給年齢が65歳に引き上げられていくんですけど、職員の再雇用の人数が非常に増加するという事の中で、正職員を館長に充てていって、例えばそこに穴が開いても、退職職員の雇用でその穴が埋められるというような状況になってきます。

これは1年や2年ではちょっと無理ですけど、65歳までの引き上げまでには時間かかりますけど、徐々に徐々にいける環境が整うということになっていきますので、やはり基本は、そういう館長の職は正職員ででき

るんであれば、そうやっていくべきであろうと思います。ちょっと時間はかかりますけど。

で、一生懸命今までの館長さんというのが、嘱託職員の館長さんは一生懸命取り組んでいただいているというのも、もう十分わかっておりますし、今後も、その辺も十分に重視をしていかなんと思いますけども、こういうことで、正職を張りつけていくというのが基本になってこようかと思います。

○議長（中本正人君）20番 辻本君の一般質問は終わりました。

この際、4時まで休憩いたします。

（午後3時46分 休憩）